

開発行為等により布設される水道施設に 係る指導要綱

開発行為等により布設される水道施設に係る指導要綱

(適用範囲)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第7条第2項に定める市街化区域における開発行為等により法第4条第14項に定める公共施設（以下「公共施設」という。）に設置される水道施設（以下「水道施設」という。）について適用する。

(施設基準)

第2条 公共施設に水道を布設しようとする者は、開発行為等を計画するときは、次に掲げる基準に適合するよう立案するものとする。

- (1) 法第4条第13項に定める開発区域等の給水量については、当該区域の給水に十分対応できるよう計画するものとする。
- (2) 高所配水計画による受水タンク又は配水池を必要とする場合は、築造される位置周辺の地質を十分調査し、その地質に十分対応する施設を計画するものとする。
- (3) 配管については、当該区域の給水管に見合う口径とし、水の滞留等による水質の変化が生じないように行き止まり管のないよう計画するものとする。
- (4) 管種については、75mm以上はダクタイル鋳鉄管を採用するよう計画するものとする。
- (5) 地下水を水源とする開発行為にあつては、当該区域の水質検査、地質調査、揚水試験等を十分行った上、水量を把握して計画するものとする。
- (6) 開発計画を立案するに当たっては、周辺地域にも給水しなければならない可能性のあるものについては、必要最小限の給水量を計画するものとする。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、社団法人日本水道協会発行の「水道施設の設計指針」に準じて計画するものとする。

(確約書及び寄附申込書)

第3条 前条の基準に基づく開発行為等については、青森市企業局水道部の同意を必要とし、その際には水道施設を青森市企業局水道部に帰属させる旨の確約書及び寄附申込書を提出するものとする。

(同意協議)

第4条 開発者は、青森市企業局水道部との同意協議は、青森市で定める開発行為に関する指導要綱に基づき実施するものとし、詳細協議については同意協議以前の事前協議として執り行うものとする。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は平成17年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日の前日までに、合併前の開発行為等により布設される水道施設に係る指導要綱（平成2年実施）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

(実施期日)

この要綱は平成17年5月16日から実施する。

附則

(実施期日)

この要綱は平成18年4月1日から実施する。

附則

(実施期日)

この要綱は平成20年4月1日から実施する。

附則

(実施期日)

この要綱は平成22年4月1日から実施する。

附則

(実施期日)

この要綱は平成23年4月1日から実施する。